

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 12 月 28 日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」において、障害福祉サービス等情報公表制度については、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（W A M N E T）の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより、運用する旨お伝えしたところです。

今般、今後の予定及び事前準備作業等について、別紙のとおりお示いたしますので、各都道府県等におかれては、当該内容についてご了解くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 北村、青木

T E L : 03-5253-1111（内線）3036

独立行政法人福祉医療機構

E-mail : shofukukouhyo@wam.go.jp

障害福祉サービス等情報公表システムの運用に係る今後の予定等について

1. はじめに

- 障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）の運用に係る今後の予定及び事前準備作業等については、概ね以下の流れとなりますので、別添資料 1～3 と併せてご参照ください。
- 本事務連絡発出後、別途、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）より都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）宛に事前準備作業の依頼（メール）をしますので、下記「3. 事前準備作業について」の作業依頼①～③について、3月2日（金）【厳守】までに、機構宛にメールで登録してください。

2. 今後の予定

- (1) 2月9日～3月2日：各都道府県等における事業者等の基本情報の登録等
 - ・ 詳細は、下記「3. 事前準備作業について」を参照ください。
- (2) 4月1日：システム運用開始並びに都道府県等及び事業者（法人等）へのID等の通知
 - ・ 平成30年4月の制度施行と併せて、都道府県等及び各事業者（法人等）（以下「事業者」という。）に対して、上記（1）にてご登録いただいたメールアドレス宛てに、情報公表システムからID及びパスワードを送付（メール）する予定です。

※ 都道府県等のIDについては、前回事務連絡においてご登録いただいた各担当者のメールアドレスに紐付くものではなく、都道府県等の担当部署内においてご利用いただけるものとなります。このため、人事異動による担当者の変更等の際は、前任者が利用していたIDを後任者が引き続きご利用いただいても差し支えありません。

なお、今後、IDの不足等については、随時対応いたしますので、適宜、機構までご連絡ください。

- (3) 4月1日～8月31日：事業所の詳細情報の入力・報告、承認作業
 - ・ 事業者は、上記（2）にて受領したID及びパスワードを用いて、情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、都道府県等へ報告します。

- ・ 都道府県等は、事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、内容を確認し、報告内容に修正の必要がなければ承認を行い、情報公表システムに公表依頼を行います。

(4) 9月1日：障害福祉サービス等情報の公表開始

- ・ 上記(3)において、都道府県等が情報公表システムに公表依頼を行った事業所情報を、WAMNET上に公表します。

3. 事前準備作業について

- 事業者が障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告するに当たり、
 - ① 各事業者は、事業者及び事業所の基本情報（法人等名称、法人等のメールアドレス、事業所名等。以下「基本情報」という。）を都道府県等に登録（メール又は文書での登録を想定）し、
 - ② 各都道府県等は、登録された基本情報を、情報公表システムに登録する必要があります。
- 今回は事務負担軽減の観点から、制度施行前において、基本情報を一括して登録できるようにいたしますので、以下の作業をお願いします。

【作業依頼①】

- 現在、WAMNETの障害福祉サービス事業所検索システム（以下「情報検索システム」という。）に登録してある各都道府県管轄の事業所の直近データを格納したエクセルファイルを送付いたしますので、ご登録いただいた基本情報をご確認いただき、当該データの削除・新規追加をお願いします。
- また、現在、情報検索システムに登録していない障害児サービス等の基本情報についてもご登録をお願いします。特に、事業者のメールアドレスは、システムを利用する上で必須となりますので、登録漏れが無いようにお願いします。

※ これまで、情報検索システムに管轄の事業所データを登録していない場合については、事業者から基本情報を集約いただきますようお願いいたします。

※ 指定都市・中核市が指定する事業所の基本情報や、一般市町村が指定する相談支援サービス事業所の基本情報についても、管内市区町村

との連携の上、各都道府県にて確認・更新をお願いします。

【作業依頼②】

- 平成 30 年 4 月以降、事業者が都道府県等に対し、障害福祉サービス等情報を報告すると、情報公表システムから都道府県等に報告完了メールを送付しますので、通知を受信するためのメールアドレスのご登録をお願いします。

※ 当該アドレスには、多数通知が届くことが想定されますので、適宜、通常代表窓口として使用されているメールアドレスとは別に、情報公表システム専用メールアドレスをご登録ください。

※ なお、今後、厚生労働省及び機構から事務連絡等を発出する際は、前回事務連絡でご登録いただいた代表窓口アドレス宛てに、引き続き送付いたしますので、ご注意ください。

【作業依頼③】

- 各都道府県において、条例による権限委譲により、本制度施行においてお示ししている実施主体と異なる実施主体が施行事務を行う場合は、当該権限委譲先の情報を登録くださいますようお願いいたします（県が事務を実施すべきところ、権限委譲により、一般市において事務を実施する場合等）。

4. その他連絡事項

- 情報検索システムの運用終了について

現在、運用している情報検索システムに関しては、今後、情報公表制度の施行に伴い、平成 30 年 8 月末をもって運用を終了いたしますので、ご留意いただくようお願いいたします。（都道府県に対しては機構より通知済み。）